

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

誘導灯ランプ及びバッテリー取替

特記仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センターが発注する、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター誘導灯ランプ及びバッテリー取替」に適用する。

なお、本仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書「電気設備工事編」令和7年版による。

2 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和8年3月27日迄

4 工事内容

本工事は、三重県立総合医療センター本館において、避難口誘導灯及び通路誘導灯のランプ及びバッテリーを取替えるものである。

取替対象数

・ A級用ランプ	：型式 FK92220	8個
・ A級用バッテリー	：型式 FK736	4個
・ B級用ランプ	：型式 FK91220	212個
・ B級用バッテリー（片面用）	：型式 FK721	181個
及びC級用バッテリー		
・ B級用バッテリー（両面用）	：型式 FK726	26個
・ B級用バッテリー（点滅型用）	：型式 FK731	39個
・ B級用バッテリー（点滅用）	：型式 FK838	39個
・ C級用ランプ	：型式 FK91110	60個

※ 対象誘導灯の台数は合計248台

5 安全対策関係

受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施することとする。

6 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、工事及び材料搬出入時の安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

7 施工条件

- （1） 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。
- （2） 当工事は病院運営しながらの施工となるため、入院患者の皆様、来院者及び医療スタッフの支障のないようにし、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。

(3) 工事に伴う作業員の出入り、資材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵芥発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

8 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 安全について十分な注意を払い、第3者災害防止に努めるものとする。
- (3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険箇所における作業上の注意事項を指示するものとする。

9 災害発生時の対応

災害等により施工が困難な場合は、一時休工とし、監督員と調整し現場の安全を確認または確保したうえで再開するものとする。

10 その他

本工事にて発生した撤去品は関係諸法令に基づき、適切に処分するものとする。

11 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。